

JR 余市駅周辺における交通結節点基盤整備調査事業
仕様書

令和5年8月

余市町総合政策部政策推進課

1 業務の背景と目的

J R余市駅周辺エリア（以下「本エリア」とする。）は、人の交流・交通の拠点となる余市町の玄関口としての役割を担ってきた。本エリアには西側に鉄道駅、地域間幹線・町内路線バスのバス停留所、タクシープールが集中するなど重要な交通結節点であり、J R余市駅から徒歩数分の位置に、本町最大の観光スポットであるニッカウキスキー余市蒸溜所が立地するなど、観光アクセスとして優れた側面もある一方、線路を挟んで東側に町内最大規模の大型商業施設や都市開発を行った新興住宅地が立地していることから、まちづくりと交通アクセスのミスマッチが生じており、生活交通と観光交通の両面で交通結節点としての役割を十分に果たせていないほか、現在の J R余市駅前広場は狭小な面積の中に路線バス・タクシー・自家用車が混在するなどの課題も抱えている。

また北海道新幹線札幌開業に伴い経営分離される J R函館本線の長万部・小樽間は、北海道新幹線並行在来線対策協議会において、バスを中心とした新たな交通ネットワークの構築に向けた検討を進めていくこととされ（バス転換）、J R余市駅については2030年に鉄道が廃止となった後、新たな公共交通ネットワークにおいて周辺地域を結ぶ交通結節点となることが想定される。

加えて、広域的に地域住民の生活や地域の観光などを支える持続可能な交通体系を構築するため、地域の交通政策のマスタープランとなる「北海道後志地域公共交通計画（以下「後志公共交通計画」という。）」が令和4年7月に策定され、余市町は後志地域の公共交通ネットワークにおける中心都市として幹線交通と広域交通・生活圏交通の乗り換え拠点としての役割を担っている。

これらを踏まえ、現在複数個所に点在する J R余市駅周辺のバス停留所の集約配置や、J R余市駅前広場へのバスレーンの集約化、現在線路によって分断されている J R余市駅東西エリアのアクセス向上、パークアンドライドを想定した駐車場の確保など、本エリアの新たな整備について検討が必要なほか、J R余市駅については、バス同士の乗継ぎを考えた施設機能や、コミュニティ施設や公共施設との複合化、民間参入を視野に入れた施設機能などについても検討する必要がある。

本業務の実施により、並行在来線のバス転換を後志地域における新たな公共交通ネットワークの利便性向上のチャンスと捉え、本エリアを余市町の玄関口としてふさわしい交通結節点とすべく、今後の整備計画の基礎となる整備方針を定めることを目的とする。

2 業務内容

余市町の交通機能について、既存の調査資料や追加調査を踏まえながら、J R余市駅前広場におけるタクシープール、バスレーン、バス停留所、自家用車駐車場、駐輪場等の現状を把握・整理し、2030年（並行在来線のバス転換時）及び2030年（バス転換後）以降の交通状況について将来予測を行う。将来予測を行った上で余市町における交通結節点機能とそのあり方を明確化する。

(1) 計画・準備

上記目的を把握した上で、必要な事項（業務概要、実施方針、業務行程、業務遂行組織計画、打ち合わせ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、使用する図書及び基準、緊急時を含む連絡体制など）について、業務計画書を作成し提出する。

(2) 余市町の公共機能等の現状整理

※以下①～③については、余市町地域公共交通計画並びに後志公共交通計画及び当該計画作成時に実施した各種調査結果、北海道新幹線並行在来線対策協議会資料など既存の情報をを用いることを基本とし、これら余市町等からの資料提供のほか、追加で必要となる調査等がある場合には提案すること。

①地域概況及び関連計画の整理

基礎資料とするため、余市町の概況、上位・関連計画について整理する。（余市町は必要に応じて資料提供を行う。）

ア 余市町の概況

地域概況整理項目例は、以下のとおり。

- ・地形、地勢
- ・人口（人口及び世帯分布、人口密度、高齢者・学生の人口分布（いずれも現状将来））
- ・主要施設状況（行政機関、医療機関、商業施設、学校等）
- ・道路交通基盤（公共交通の運行経路となる道路）

イ 上位・関連計画の整理

余市町及び北海道、国等の上位・関連計画（例：第5次余市町総合計画、余市町地域公共交通計画、余市町都市計画マスタープラン、北海道交通政策総合指針、後志地域公共交通計画、交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン等）について整理する。例示したものの他、必要となる計画等については提案すること。

②地域公共交通実態整理

余市町に係る公共交通等について、以下のとおり「運行実態」、「利用実態」、「運行面の課題」、「今後の動向」等を整理する。

ア JR：現状の運行状況等（路線、便数、ダイヤ、駅間別利用者、鉄道利用者の駅へのアクセス実態）

イ バス：「高速バス・路線バス（ニセコバス、北海道中央バス）」及び「市町村運営バス（コミュニティバス）」の運行状況等（路線・便数・ダイヤ、路線別利用者数、主な利用区間、バス停留所）を整理

ウ タクシー：タクシー事業者の運行状況等（車両数、運転者数等）を整理

エ 自家用車：本エリアにおける公共交通への送迎等を目的とした自家用車の流入数

オ 自転車：本エリアにおける公共交通利用を目的とした自転車の流入数・駐輪台数

- カ 歩行者：本エリアにおける公共交通利用を目的とした歩行者の流入数
- キ バス路線が接続する鉄道や幹線バスへのフィーダー路線及び市町村運営バスのアクセス実態を整理

③住民及び観光客の移動実態・ニーズ把握調査等の実施

地域の移動実態や地域公共交通（鉄道、バス等）に関する利用者ニーズを整理する。
なお、観光需要が見込まれる多客期（夏季休暇等）の移動実態も踏まえて整理すること。また、移動実態分析は、公共交通以外の移動も含めて整理する。

ア アンケート調査、Web モニタ調査

（圏域住民）調査項目例は以下のとおり。

- ・ 日常の行動特性の把握
- ・ 公共交通利用状況
- ・ 公共交通等に対する満足度
- ・ 将来のバス等公共交通の利用意向（利用条件、利用希望有無とその理由）

（バス利用者）調査項目例は以下のとおり。

- ・ バス利用時の特性（乗降地点、目的、頻度、時間帯、理由等）
- ・ バスに対する満足度（利用時の満足度及び不満足な点など）
- ・ 将来のバス利用意向（バス利用の最低限の条件、利用頻度）

④本エリアの土地・建物の権利関係の整理

JR 余市駅を中心とした周辺地域の土地・建物の所有者等の情報について整理する。
なお、整理する範囲については、（7）の検討に必要な提案者の任意の範囲を基本とし、余市町と協議の上決定する。

（3）各交通状況の将来予測

（2）を踏まえ、2030年（並行在来線のバス転換時）及び2040年・2060年（バス転換後）の交通状況について将来予測を行う。将来予測を行う際には、後志地域公共交通計画で示されている方針並びに北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議で検討されている交通体系を踏まえることとする。特に幹線・広域交通のバス運行の将来予測については、北海道新幹線並行在来線対策協議会において令和2年度に実施した「函館線（函館・小樽間）旅客流動調査・将来需要予測・収支予測調査事業」の調査結果並びに同協議会第15回後志ブロック会議で示された「バス運行ダイヤ等について（検討案）」を用いることを基本とし、これら余市町等からの資料提供のほか、追加で必要となる調査等がある場合には提案すること。

- ①バス：「高速バス・路線バス（ニセコバス、北海道中央バス）」及び「市町村運営バス（コミュニティバス）」の運行状況

- ②タクシー：タクシー事業者の運行状況等（車両数）
- ③自家用車：本エリアにおける公共交通への送迎等を目的とした自家用車の流入数
- ④自転車：本エリアにおける公共交通利用を目的とした自転車の流入数・駐輪台数
- ⑤歩行者：本エリアにおける公共交通利用を目的とした歩行者の流入数
- ⑥幹線バス・フィーダー路線・市町村運営バスの接続
- ⑦その他

(4) 余市町の交通結節点としての課題と将来的なあり方の検討

(2) 及び (3) を踏まえ、以下①～③の場合において本エリアに求められる機能と課題を整理する。

- ①バス転換前（2030年まで）：既存のバス停留所の集約、バスを中心とした新たな交通ネットワークを見据えたバス停留所の配置等
- ②バス転換時（2030年）：交通結節点整備工事等の開始に伴う、タクシープール、バスレーン、バス停留所、自家用車停車場、駐輪場等の交通機能の移設（仮設）等
- ③バス転換後（2040年・2060年）：人口減少に伴う公共交通利用者の減少等、交通機能を取り巻く環境の変化を見据えた再整備や機能の検討

(5) 参考となる先進事例

本エリアの交通結節点としての再整備、機能の付加、まちづくりと一体となった整備等の先進的な事例について、整備手法、余市町における適応度も考慮しながら、情報収集・整理を行う。

(6) 機能強化・整備のあり方と配慮すべき事項の検討

(4) 及び (5) を踏まえ、機能強化・整備のあり方と配慮すべき事項を検討する。施設整備を検討する際には、公共施設との複合化や民間参入を視野に入れた施設機能の検討を行う。

(7) モデル整備案の検討

(6) を踏まえた整備案の検討を行い、機能や事業費別に3パターン程度モデル案を作成。様々な実情を踏まえ、持続的で実現性の高い整備を検討し、概略機能配置・整備案（イメージパース等）を作成、概算工事費の算定を行うとともに、活用可能な補助金と要件等を調査する。事業展開上の課題について検討・整理する。

なお、概算工事費は、他自治体等における事例を参考に全体工事費を設定する。

(8) 整備に向けたスケジュールのシミュレーション

2030年の並行在来線バス転換を見据え、整備計画、概略設計、工事等のスケジュール

ルをシミュレーションしロードマップを作成する。

(9) 余市町地域公共交通活性化協議会等の運営支援

本業務における協議先機関である「余市町地域公共交通活性化協議会」の資料作成及び運営支援を行うとともに、当該協議会の検討結果及び、交通政策基本法の制定趣旨を十分に踏まえながら、交通結節点の定義、担うべき機能、求められる機能、有すべき機能を整理する。※本業務にかかる運営支援は協議会3回程度を想定。

また、本業務において連携を予定する、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議及び北海道後志地域公共交通活性化協議会に対しては、資料提供など必要な協力を行うこと。

3 履行期間

令和5年契約日から令和6年3月11日(月)まで

4 提出資料

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、余市町に提出しなければならない。

(1) 着手時

- ①業務着手届
- ②業務責任者等指定通知書
- ③技術者等経歴書(技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付すること。)
- ④業務計画書

業務計画書については、業務概要、実施方法、工程表、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制表(緊急時を含む)、使用する主な機器、照査計画、その他必要事項等について記載することとする。

(2) 完了時

- ①業務完了届
- ②成果品目録
- ③成果品(報告書等)※詳細は「9 成果品(提出図書)」を参照

5 打ち合わせ等

打ち合わせ協議は以下の回数を予定する。

- ・業務着手時
- ・成果品納入時

- ・ 中間打合せ（2 回）

6 関係機関協議等

本業務の実施に際しては関係機関との協議が必要となった場合は資料を全て作成するものとする。現時点で想定している関係機関等については、下記のとおりで、協議の際は同席を前提とするが、詳細は余市町と協議すること。

<協議・連携機関（予定）>

- ・ 余市町地域公共交通活性化協議会（事務局：余市町総合政策部政策推進課）
- ・ 余市町都市再生協議会（事務局：余市町建設水道部まちづくり計画課）
- ・ 北海道並行在来線対策協議会（事務局：北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
- ・ 北海道後志地域公共交通活性化協議会（事務局：北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課）

<その他関係機関（想定）>

- ・ 交通管理者（北海道警察）
- ・ 道路管理者（国土交通省北海道開発局、北海道後志総合振興局小樽建設管理部、余市町）
- ・ 施設管理者（北海道旅客鉄道株式会社、余市町等）
- ・ 交通事業者（北海道旅客鉄道株式会社、北海道中央バス株式会社、ニセコバス株式会社、小樽つばめ交通株式会社等）

7 資料の取り扱いに関する留意事項

受託者は、収集した資料及び検討内容等、本業務の遂行に当たって得た情報については、すでに公表されている資料を除いて、外部へ流出することがないように十分に留意すること。

8 業務責任者、技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、業務責任者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

9 成果品（提出図書）

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び検討結果等を、図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理し、これら全て報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容及び作成する図面サイズ、表現方法については、適宜、業務主任の承諾を得ることと

する。

報告書の提出に当たっては主任技術者が立ち会うこと。参考に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記しなければならない。成果品の著作権は、余市町に帰属するものとする。

(1) 提出すべき成果品

- ①報告書（全体的な業務報告のほか、「2 業務内容」中の（2）～（8）の内容を取りまとめ、「余市町駅前再編整備基本構想（案）」を作成）
- ②議事録（余市町との協議記録、「6 関係機関協議等」における関係機関等との協議記録）
- ③その他業務主任から指定されたもの

(2) 電子媒体の仕様及び数量

- (1) について CD または USB メモリ等で正・副各 1 部提出する。ファイル形式については協議の上決定する。電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行うこと。

1 0 資料の貸与

本業務の履行に際し、受託者に次の資料を貸与する。

- (1) 余市町地域公共交通網形成計画【現況調査資料編】（平成 31 年 3 月）
- (2) 余市町地域公共交通網形成計画【公共交通実態調査】（令和 2 年 3 月）
- (3) 余市町地域公共交通計画（令和 4 年 6 月）
- (4) 函館線（函館・小樽間）旅客流動調査・将来需要予測・収支予測調査事業 報告書（令和 3 年 3 月）
- (5) 北海道平行在来線対策協議会 会議資料
- (6) 後志地域公共交通計画（令和 4 年 7 月）
- (7) その他、発注者が必要と認めるもの

1 1 貸与資料の取扱い

本業務で貸与する資料について、受託者は貸与時に貸与（借用）目録書を作成することとし、貸与された資料を丁寧に扱い、破損、紛失させてはならない。万一、貸与後に破損又は紛失した場合は受託者がその責を負うものとする。

また、貸与された資料が必要なくなった際は速やかに返却するものとする。

なお、守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

1 2 その他

- (1) 本業務は国土交通省の補助事業により実施する業務のため、得られた成果品及び資料は原則公開とするが、公開の性質になじまない内容（個人情報等）又は技術的要素が

含まれる場合は、この限りでない。

- (2) 受注者は、業務の進捗状況を発注者に対して定期的に報告すること。
- (3) 本業務期間内において配置予定担当者は、その者の休業・死亡・退職、その他社会通念上妥当と考えられる事由以外での変更を認めない。変更がある場合は速やかに同等の資格等を有する者を配置すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良（誤記等）があった場合は、受注者の負担において速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。
- (7) 本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、積極的に企画提案書にて提案されたい。